

第 9 次滋賀県卸売市場整備計画の策定について

「滋賀県卸売市場整備計画」は、県内生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図ることを目的に策定するもので、現行の第 8 次整備計画は、平成 17 年度から平成 22 年度までを計画期間としています。国の「卸売市場整備基本方針」が、平成 22 年 10 月、中央卸売市場整備計画が平成 23 年 3 月に策定されたことから、県の第 9 次計画を策定するものです。

1 「滋賀県卸売市場整備計画」

卸売市場法第 6 条の規定に基づき、国が概ね 5 年ごとに定める「卸売市場整備基本方針」に即し、県内生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図る観点から、県内卸売市場の整備に関する事項を定める計画。

2 策定経過

(1) 卸売市場審議会の開催

- 平成 23 年 2 月 4 日：・第 8 次滋賀県卸売市場整備計画に基づく取組の評価について
- 平成 23 年 8 月 26 日：・知事から審議会に第 9 次卸売市場整備計画について諮問
 - ・国の第 9 次卸売市場整備基本方針の要点と第 9 次滋賀県卸売市場整備計画の策定方針について
- 平成 23 年 10 月 28 日：・第 9 次滋賀県卸売市場整備計画（答申案）について
- 平成 23 年 11 月 9 日：・卸売市場審議会筒井会長より答申

※卸売市場審議会：滋賀県卸売市場法施行条例第 22 条の規定に基づき設置するもので、学識経験者、生産者、流通業者、消費者等の代表で構成し、卸売市場整備計画の策定等について審議を行う。(委員 15 名)

(2) 整備計画策定ワーキンググループの設置

県内拠点 4 卸売市場を構成員とし、7 月および 10 月に 2 回開催

(3) 拠点市場の各卸売業者から意見聴取

3 第 9 次卸売市場整備計画の内容

(1) 基本事項

- 計画期間：平成 23～27 年度
- 基準年度：平成 20 年度
- 目標年度：平成 27 年度

(2) 計画の概要

ア 県内卸売市場流通量の見通し

県内卸売市場の流通量の現状と見通し

(単位：t, %)

項目 品目	基準年度（平成 20 年度）			目標年度（平成 27 年度）		
	総需要量	市場流通量	供給率 %	総需要量	市場流通量	供給率 %
野菜	152,709	42,458	27.8	156,207	44,352	28.4
果実	61,924	10,864	17.5	63,692	11,283	17.7
水産物	78,456	11,373	14.5	78,736	11,113	14.1
食肉	40,069	4,585	11.4	40,493	4,866	12.0

※目標年度の県内卸売市場の流通量は、卸売市場の動向、人口、1人当たり年間需要量等を踏まえつつ、県産農水産物の取扱量の拡大を見込み、微減あるいは微増と見通す。

イ 卸売市場の適正な配置の方針

○流通圏

青果・水産物・・・南部・中部・北部の3流通圏を継続

食肉・・・・・・・・・・1流通圏を継続

○市場の配置計画

市場数：9市場（総合：5、青果：1、水産：2、食肉：1）

拠点4市場（大津・東近江・彦根・長浜）については、機能を充実

その他市場（民間）については、地域的に補完する流通機能として存置を基本

ウ 信頼に応える卸売市場の体質強化に関する事項

○「おいしが うれしが」キャンペーン事業者との連携強化、水田野菜の生産拡大、一部湖魚の漁獲量の拡大と連動した県産農水産物の取扱量の増大

○施設を活用した食育や産地・実需者の情報交流等、「食」に関する総合的機能の発揮

○市場の空き施設の有効活用

○食の安全・安心の確保や災害時等での市場間の応援体制、BCP（事業継続計画）の構築

○食品廃棄物や包装容器等のリサイクル等環境問題への対応

エ 施設の種類・整備等に関する事項

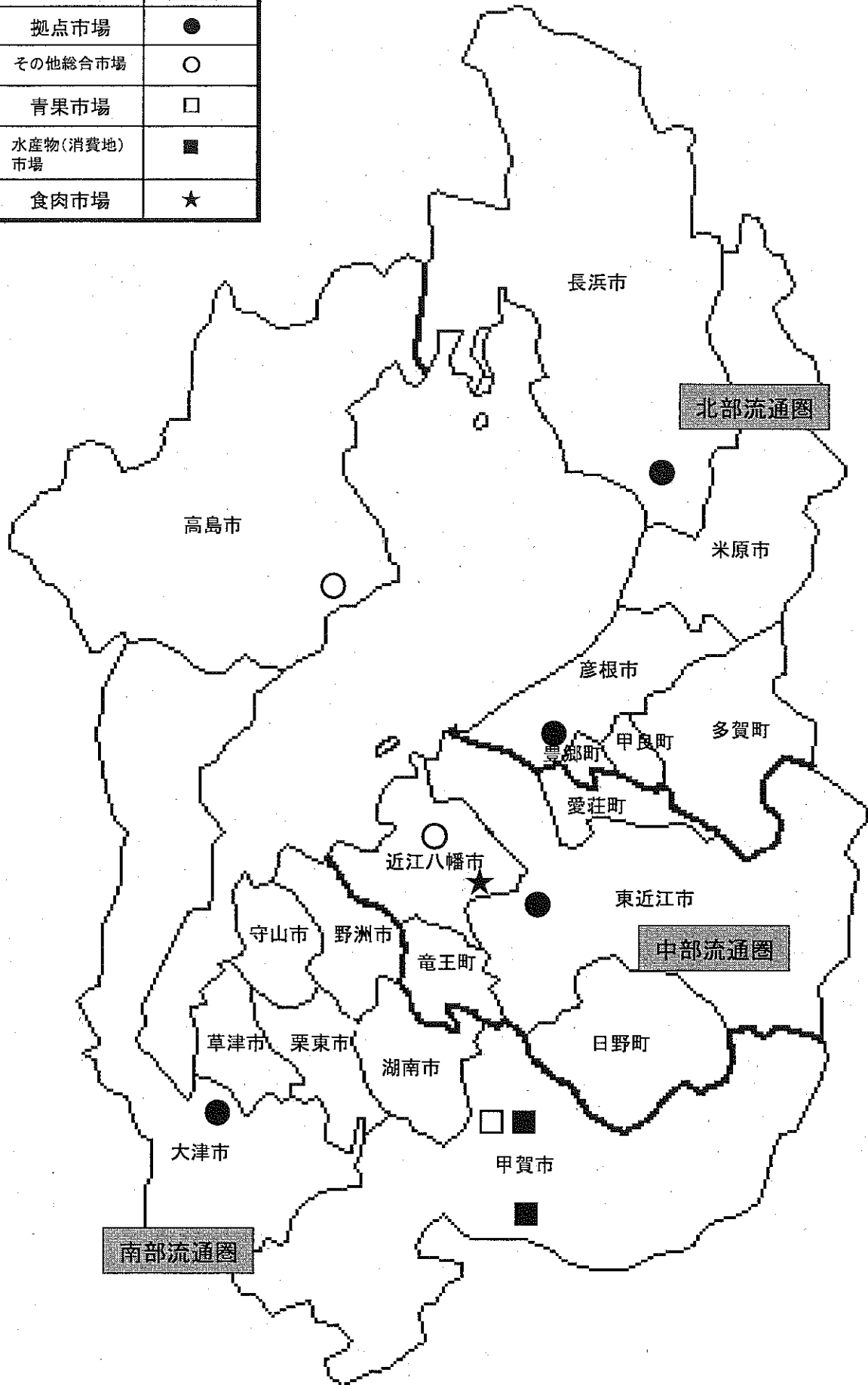
オ 取引・物流の合理化、品質管理の高度化等に関する事項

カ 卸売業者、仲卸業者の経営の近代化に関する事項

キ その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

滋賀県内地方卸売市場配置図

凡 例	
流通圏域	——
拠点市場	●
その他総合市場	○
青果市場	□
水産物(消費地)市場	■
食肉市場	★



第9次滋賀県卸売市場整備計画の概要

第1 卸売市場整備計画の策定について

策定趣旨

生鮮食料品等の流通動向を踏まえ、取引の適正化と需給の安定化等を図るため、本県卸売市場の今後5年間の整備・運営等のあり方を示す計画



国が示した次の6つの基本事項を掲げる「第9次卸売市場整備基本方針」に則して策定。

- ① コールドチェーンの確立、生産者及び実需者のニーズへの的確な対応
- ② 公正かつ効率的な取引の確保
- ③ 食の安全や環境問題等の社会的要請への適切な対応
- ④ 卸売市場間の機能・役割分担の明確化による効率的な流通の確保
- ⑤ 卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化
- ⑥ 経営戦略的な視点を持った市場運営の確保

第2 目標年度

○平成23年度（2011年度）～平成27年度（2015年度）

○基準年度：平成20年度（2008年度）

第3 卸売市場の適正な配置の方針

1. 生鮮食料品の流通事情

生鮮食料品（青果・水産・食肉・花き）の需要量・市場取扱量の見通し

◆ 県内の総需要量（人口、1人あたり需要量の動向から推察）

目標年度：いずれも現状維持から微増を見込む。

◆ 県内卸売市場取扱量・・・近年は、減少傾向にある。

目標年度：次の動向等を市場流通につなぎ、微減あるいは微増を見込む。

・ 県内野菜の生産拡大 ・ 一部湖魚の漁獲量の拡大 ・ 近江牛の生産拡大

2. 品目別流通圏の設定

◆ 青果：水産：南部・中部・北部の3つの流通圏を設定。県内流通の内80%以上が地元流通圏へ供給されている。→ **現在の流通圏を維持**

3. 卸売市場配置計画

◆ 各市場は、地元日常生活圏を中心に供給する機能を有する。



◆ 青果物・水産物市場

流通圏ごとの拠点市場は存置し、機能充実・基幹的流通の促進
 その他市場は、存置を基本とし、補完的市場を形成。但し、廃止がやむを得ない場合は、地域への供給体制の影響緩和に努める。

◆ 食肉市場

食肉流通機構の整備に伴い、市場機能の充実・強化を進める

◆ 今後の卸売市場の経営や取扱量の動向を注視し、状況に応じて開設者と調整しつつ拠点市場の統合を含め、そのあり方を検討する。

第4 信頼に応える卸売市場の体質強化に関する事項

● 流通の多様化による市場取扱量の減少 ←→ 市場が担う基礎的インフラの役割の重要性
 市場が生鮮食料品の流通拠点としての機能をより充実するよう、市場関係者が一体となって体質強化に取り組む

1. 取扱量の拡大に向けた取組の充実

- (1) 県外産地、中央卸売市場等との連携強化
- (2) 県内産農水産物の取扱量の拡大
 - 「おいしがうれしが」キャンペーン事業者との連携強化
 - 伝統野菜、環境こだわり農産物、水田野菜等の生産拡大と連動した産地育成支援
 - 近江牛や湖魚のブランド化を捉えた取扱量拡大

2. 市場経営の体質強化

- (1) 人材の育成・確保
- (2) 施設を活用した食育等「食」の総合的機能の発揮
- (3) 地域に密着した市場取引の強化
- (4) 空き施設の有効活用
- (5) 卸売市場間の連携強化

3. 社会的要請に応え信頼される市場運営

- (1) 食の安全・安心に向けた取組
 - ア 品質管理・衛生管理の充実
 - イ 安全・安心な流通システムの確立
 - ウ 科学的根拠等に基づく秩序ある取引の実施
- (2) 非常時においても即応できる供給体制の確立
 - ア 災害地域への供給応援体制の構築
 - イ 非常時での継続した事業者の運営体制（BCP）の構築
- (3) 環境問題に対する社会的責任の発揮
- (4) 地域に開かれた市場
- (5) 社会的役割を果たす卸売市場の取組の広報活動

第5 卸売市場の施設の種類、規模、配置および構造に関する基本的指標

1. 施設の種類

2. 施設の規模

- 「卸売市場施設整備基準」に基づく規模
3. 施設の配置、運営および構造に関する事項
 - 実需者ニーズに対応した低温による加工処理、貯蔵・保管施設、搬送施設等の計画的な整備
 - 情報受発信機能の強化

第6 卸売市場における取引および物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化ならびに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項

1. 取引の合理化に関する事項

- 各卸売市場の特性に応じた合理的な売買取引方法の設定
- 卸売市場、仲卸業者等の負担軽減を図るための措置
- 実需者等の利便性を考慮した取引情報の提供
- 大規模小売業者の優越的地位濫用等、需給以外の要素で価格形成が行われない取引環境の形成。万一、優越的地位濫用が疑われる場合、行政窓口の積極的活用
- 市場取引委員会の機能発揮、コンプライアンスの徹底

2. 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化

- 予約相対取引や見本取引等の取引方法の変化の状況に応じた荷さばき、保管、搬送等の効率化
- 荷役労力の省力化

3. 物品の品質管理の高度化に関する事項

- HACCPの考えを取り入れた衛生管理の導入。水産物、畜産物にあっては衛生面での法令上の措置を遵守

第7 卸売業者および仲卸業者の経営健全化に向けた事項

1. 共通事項

- 量販店、外食産業事業者等のニーズに対応した加工処理、貯蔵・保管、輸送等の機能強化
- 卸売業者、仲卸業者の経営合理化に向けた資本提携等両者の連携・協働の促進
- 予約相対取引に当たって、天候不順等のリスク負担について当事者間で調整のこと

2. 卸売業者

- 開設者による経営健全化に向けた指導
- 事業の一体的な運営の確保、経営コストの縮減、人材育成、責任体制の確立

3. 仲卸業者

- 開設者による経営健全化に向けた指導
- 情報機器の活用等による経営管理システムの確立や共同配送等によるコスト削減

第8 その他

1. 労働条件の改善による魅力ある職場づくり

2. 有害物品に関する検査体制や塵埃・汚水処理施設の整備

3. 卸売市場内の関連事業者の体質改善